

平成23年12月28日

**平成22年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）**

※ 平成23年10月14日に公表した速報において未集計の9団体を含めた上で、早期健全化基準、経営健全化基準以上となった地方公共団体又は会計等に異動はありません。

**I. 健全化判断比率の状況**

- 平成22年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体は、5団体（※21年度決算：14団体）
- うち財政再生基準以上の団体は1団体（※21年度決算：1団体）

**1. 実質赤字比率**

- ・ 早期健全化基準以上の団体はなし  
（※21年度決算：該当団体なし）
- ・ 実質赤字額があるのは、市区町村で8団体  
（※21年度決算：市区町村で13団体）

\* 実質赤字比率：福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

**2. 連結実質赤字比率**

- ・ 早期健全化基準以上の団体はなし  
（※21年度決算：該当団体なし）
- ・ 連結実質赤字額があるのは、市区町村で17団体  
（※21年度決算：市区町村で31団体）

\* 連結実質赤字比率：すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

**3. 実質公債費比率**

- ・ 4団体が早期健全化基準以上（うち1団体が財政再生基準以上）  
（※21年度決算：12団体（うち1団体が財政再生基準以上））
- ・ 4団体はすべて市区町村
- ・ 都道府県の平均値は13.5%、市区町村は10.5%

\* 実質公債費比率：借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

#### 4. 将来負担比率

- ・ 2 団体が早期健全化基準以上（※2 1 年度決算：3 団体）
- ・ 2 団体はすべて市区町村
- ・ 都道府県の平均値は 220.8%、市区町村は 79.7%

\* 将来負担比率：地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

\* 将来負担比率には、財政再生基準の設定なし。

#### (参考) 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体名

健全化判断比率	団体名	(参考) 早期健全化基準 H21 決算 基準以上 ↓ H22 決算 基準未満	(参考) 早期健全化基準 H21 決算 基準未満 ↓ H22 決算 基準以上
		実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率	4 団体  (北海道) 夕張市、洞爺湖町 (沖縄県) 座間味村、伊是名村	8 団体  (北海道) 江差町、由仁町 (※1)、中頓別町 (福島県) 双葉町 (奈良県) 御所市 (※3)、上牧町 (鳥取県) 日野町 (※1) (沖縄県) 伊平屋村	—
将来負担比率	2 団体  (北海道) 夕張市 (大阪府) 泉佐野市	1 団体  (青森県) 大鰐町 (※2)	—

(注) 財政再生基準以上である団体には、下線を付している。

(※1) 北海道由仁町は財政健全化計画における計画完了期間が平成 24 年度末、鳥取県日野町は平成 25 年度末であったが、平成 22 年度決算における健全化判断比率が早期健全化基準未満となったことから、今年度完了報告を行った。

(※2) 青森県大鰐町は、平成 22 年度決算における健全化判断比率が早期健全化基準未満となったが、引き続き財政の健全化に取り組むこととして、今年度は完了報告を行っていない。

(※3) 奈良県御所市は、平成 22 年度決算における健全化判断比率が早期健全化基準未満となったが、実質赤字額があるため、引き続き財政健全化団体である。

以上により、財政健全化団体は 6 団体、財政再生団体は 1 団体となる。

## Ⅱ. 資金不足比率の状況

---

- ・ 38 公営企業会計が経営健全化基準以上（※21年度決算：49会計）
- ・ 資金の不足額がある公営企業会計は119会計（※21年度決算：162会計）

\* 資金不足比率：公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

---

※ 健全化判断比率及び資金不足比率に関する解説については、「制度解説」（P.9）及び「用語説明」（P.14）をご覧ください。

また、団体別健全化判断比率及び資金不足比率等については「資料」をご覧ください。

（連絡先）

（健全化判断比率について）

自治財政局財務調査課 深澤財政健全化専門官、門馬係長

電話：（代表）03-5253-5111（直通）03-5253-5647

FAX：03-5253-5650

（資金不足比率について）

自治財政局公営企業課 村山理事官、菊田事務官

電話：（代表）03-5253-5111（直通）03-5253-5634

FAX：03-5253-5636

E-mail：[kenzenkahou@soumu.go.jp](mailto:kenzenkahou@soumu.go.jp)（各担当共通）

【参考】早期健全化基準又は経営健全化基準以上である団体又は会計の状況

1. 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	合計	合計(純計)
都道府県 (47団体)	0	0	0	0	0	0
	(21) 0 )	(21) 0 )	(21) 0 )	(21) 0 )	(21) 0 )	(21) 0 )
政令市 (19団体)	0	0	0	0	0	0
	(21) 0 )	(21) 0 )	(21) 0 )	(21) 0 )	(21) 0 )	(21) 0 )
市区 (790団体)	0	0	1 (1)	2	3 (1)	2 (1)
	(21) 0 )	(21) 0 )	(21) 2(1) )	(21) 2 )	(21) 4(1) )	(21) 3(1) )
町村 (937団体)	0	0	3	0	3	3
	(21) 0 )	(21) 0 )	(21) 10 )	(21) 1 )	(21) 11 )	(21) 11 )
合計 (1,793団体)	0	0	4 (1)	2	6 (1)	5 (1)
	(21) 0 )	(21) 0 )	(21) 12(1) )	(21) 3 )	(21) 15(1) )	(21) 14(1) )

(注) 1. ( )内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。

2. 将来負担比率には、財政再生基準はない。

2. 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体名

健全化判断比率	団体名	(参考) 早期健全化基準 H21決算 基準以上 ↓ H22決算 基準未満	(参考) 早期健全化基準 H21決算 基準未満 ↓ H22決算 基準以上
実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率	4団体 (北海道) 夕張市、洞爺湖町 (沖縄県) 座間味村、伊是名村	8団体 (北海道) 江差町、由仁町、中頓別町 (福島県) 双葉町 (奈良県) 御所市、上牧町 (鳥取県) 日野町 (沖縄県) 伊平屋村	—
将来負担比率	2団体 (北海道) 夕張市 (大阪府) 泉佐野市	1団体 (青森県) 大鰐町	—

(注) 財政再生基準以上である団体には、下線を付している。

### 3. 実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体の状況

#### (1) 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47 (0)	0/19 (0)	0/790 (5)	0/937 (3)	0/1,793 (8)

(注) ( )内の数値は、実質赤字額がある(実質赤字比率が0%超である)団体数である。

### 4. 連結実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体の状況

#### (1) 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47 (0)	0/19 (2)	0/790 (9)	0/937 (6)	0/1,793 (17)

(注) ( )内の数値は、連結実質赤字額がある(連結実質赤字比率が0%超である)団体数である。

### 5. 実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体の状況

#### (1) 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47	0/19	1/790	3/937	4/1,793

#### (2) 早期健全化基準以上である団体の実質公債費比率

(単位:%)

都道府県名	市区町村名	実質公債費比率
北海道	夕張市	42.8
沖縄県	伊是名村	26.2
北海道	洞爺湖町	25.5
沖縄県	座間味村	25.3

(注) 1. 実質公債費比率の高い順に記載している。

2. 実質公債費比率の早期健全化基準は、25%である。

3. 夕張市の実質公債費比率は、財政再生基準(35%)以上である。

### 6. 将来負担比率が早期健全化基準以上である団体の状況

#### (1) 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47	0/19	2/790	0/937	2/1,793

#### (2) 早期健全化基準以上である団体の将来負担比率

(単位:%)

都道府県名	市区町村名	将来負担比率
北海道	夕張市	922.5
大阪府	泉佐野市	383.0

(注) 1. 将来負担比率の高い順に記載している。

2. 将来負担比率の早期健全化基準は、都道府県・政令市が400%であり、市区町村が350%である。

7. 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	計
水道事業	0 / 26	0 / 18	1 / 1,215	0 / 97	1 / 1,356
簡易水道事業	0 / 1	0 / 7	0 / 842	0 / 5	0 / 855
工業用水道事業	0 / 41	0 / 8	0 / 95	0 / 8	0 / 152
交通事業	0 / 3	3 / 20	4 / 67	0 / 3	7 / 93
電気事業	0 / 25	0 / 4	0 / 30	0 / 4	0 / 63
ガス事業	0 / 0	0 / 1	0 / 28	0 / 1	0 / 30
港湾整備事業	0 / 33	0 / 4	1 / 39	0 / 6	1 / 82
病院事業	0 / 42	0 / 17	6 / 500	3 / 79	9 / 638
市場事業	0 / 9	1 / 18	2 / 137	0 / 10	3 / 174
と畜場事業	0 / 1	0 / 6	1 / 43	0 / 12	1 / 62
宅地造成事業	0 / 51	0 / 20	2 / 406	2 / 8	4 / 485
下水道事業	0 / 45	0 / 29	1 / 2,545	0 / 22	1 / 2,641
観光施設事業	0 / 6	0 / 6	9 / 302	0 / 1	9 / 315
その他事業	0 / 15	0 / 0	1 / 75	1 / 41	2 / 131
計	0 / 298	4 / 158	28 / 6,324	6 / 297	38 / 7,077

(注) 分母は事業区分別の公営企業会計数である。

8. 資金不足比率が経営健全化基準以上である団体名・公営企業会計名

事業名	都道府県名	市区町村名等		注2
水道事業(1)	北海道	釧路町	水道事業会計	
交通事業(7)	青森県	八戸市	自動車運送事業会計	
	愛知県	名古屋市	自動車運送事業会計	
	京都府	京都市	京都市自動車運送事業特別会計	
	京都府	京都市	京都市高速鉄道事業特別会計	
	佐賀県	佐賀市	自動車運送事業会計	
	熊本県	熊本市	交通事業会計	
	鹿児島県	屋久島町	屋久島町船舶事業特別会計	
	港湾整備事業(1)	香川県	坂出市	坂出港港湾整備事業特別会計
病院事業(9)	北海道	美唄市	病院事業会計	
	北海道	赤平市	病院事業会計	
	北海道	深川市	病院事業会計	
	北海道	由仁町	国民健康保険由仁町立病院事業会計	
	青森県	板柳町	国民健康保険板柳中央病院事業会計	
	青森県	鶴田町	病院事業会計	
	青森県	公立金木病院組合	病院事業会計	
	青森県	一部事務組合下北医療センター	病院事業会計	
	青森県	北部上北広域事務組合	病院事業会計	
市場事業(3)	北海道	釧路市	釧路市公設地方卸売市場事業会計	
	大阪府	大阪市	中央卸売市場事業会計	
	山口県	岩国市	市場事業特別会計	
と畜場事業(1)	徳島県	徳島市	徳島市立食肉センター事業特別会計	
宅地造成事業(4)	青森県	青森県新産業都市建設事業団	桔梗野工業用地造成事業	
	青森県	青森県新産業都市建設事業団	百石住宅用地造成事業	
	鳥取県	米子市	流通業務団地整備事業特別会計	
	山口県	下関市	臨海土地造成事業特別会計	
下水道事業(1)	青森県	黒石市	下水道事業会計	
観光施設事業(9)	青森県	弘前市	岩木観光施設事業特別会計	
	青森県	黒石市	温泉供給事業特別会計	
	青森県	黒石市	観光施設事業特別会計	
	青森県	大鰐町	温泉事業特別会計	
	石川県	白山市	白山市観光事業特別会計	
	奈良県	宇陀市	保養センター事業特別会計	
	和歌山県	串本町	国民宿舎事業会計	
	山口県	美祢市	観光事業特別会計	
	高知県	高知市	国民宿舎運営事業特別会計	
	その他事業(2)	北海道	釧路市	釧路市設魚揚場事業会計
熊本県		荒尾競馬組合	荒尾競馬組合事業会計	

(注1)資金不足比率の経営健全化基準は20%である。

(注2)資金不足比率を議会に報告していない団体には\*を付している。

(参考)

	経営健全化基準 H21決算基準以上→H22決算基準未満 10会計	経営健全化基準 H21決算基準未満→H22決算基準以上 2会計
水道事業	—	—
簡易水道事業	2会計 (鹿児島県) 屋久島町 屋久島町簡易水道事業特別会計  (鹿児島県) 瀬戸内町 瀬戸内町簡易水道事業特別会計	—
交通事業	2会計 (北海道) 苫小牧市 自動車運送事業会計  (鹿児島県) 瀬戸内町 瀬戸内町船舶交通事業特別会計	—
港湾整備事業	—	—
病院事業	1会計 (青森県) 十和田市 病院事業会計	—
市場事業 と畜場事業	—	—
宅地造成事業	1会計 (青森県) 青森県新産業都市建設事業団 金矢工業用地造成 事業	1会計 (山口県) 下関市 臨海土地造成事業特別会計
下水道事業	3会計 (青森県) 田舎館村 田舎館村下水道事業会計  (和歌山県) 白浜町 下水道事業特別会計  (鹿児島県) 瀬戸内町 瀬戸内町農業集落排水事業特別会計	—
観光施設事業	1会計 (奈良県) 奈良市 針テラス事業特別会計	—
その他事業	—	1会計 (熊本県) 荒尾競馬組合 荒尾競馬組合事業会計

(注) 1. このほか、平成21年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上となったが、平成21年度末又は平成22年度中に廃止された会計として、下記の2会計がある。

(奈良県) 奈良市 宅地造成事業費特別会計、(鹿児島県) 奄美市 奄美市簡易水道事業特別会計

2. 青森県大鰐町の休養施設事業特別会計は、平成21年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上となったが、平成21年度末をもって営業を休止しており、事業の規模が零であるため資金不足比率が算定不能となっている。